



# 長野県報

1月23日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2541号

## 目 次

### 告 示

理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（食品・生活衛生課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3

### 公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	5
一般競争入札（人材育成課）	5
一般競争入札（企業局）	5

### 告 示

#### 長野県告示第19号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター  
理事長 小早川 隆敏  
東京都江東区有明3丁目7番26号  
有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習会の開催日  
平成26年7月7日（月）～7月14日（月）
- 3 講習会場の名称及び所在地  
長野県松本勤労者福祉センター  
松本市中央4-7-26
- 4 受講料

1万8,000円

食品・生活衛生課

#### 長野県告示第20号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。  
平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成26年1月15日から平成26年5月10日まで
- 3 作業地域  
松本市、塩尻市

建設政策課

**長野県告示第21号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

一ノ瀬1、発哺1、発哺2、発哺3、発哺4、発哺5、河原小屋1、発哺6、熊ノ湯1、熊ノ湯2及びのぞき

## 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第22号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

箕作(1)、箕作(2)及び箕作(3)

## 2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第23号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

一ノ瀬1、発哺1、発哺2、発哺3、発哺4、発哺5、熊ノ湯1、熊ノ湯2及びのぞき

## 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第24号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

箕作(1)、箕作(2)及び箕作(3)

## 2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第25号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定を解除する区域の名称

桑園北部1

## 2 指定を解除する区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第26号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

発哺沢、横湯川2、横湯川4、カラホリ、硯川3、小林沢、焼額山4号、カクホリ沢、境沢、一の瀬2号、焼額山6号、大洞沢1号、大洞沢2号、焼額山2号、焼額山3号、一の瀬1号、焼額山1号、奥志賀高原1号及び焼額山5号

## 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

奥天地沢、天地沢、袖沢、程久保尻沢、小滝沢1、小滝沢2、小滝沢3、小滝沢4、又旅沢、二ノ入沢、西越輪沢、前平沢5、前平沢4、前平沢3、前平沢2及び前平沢1

## 2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第28号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

発哺沢、横湯川2、横湯川4、カラホリ、硯川3、焼額山4号、カクホリ沢、境沢、焼額山6号、大洞沢1号、大洞沢2号、焼額山2号、焼額山1号及び奥志賀高原1号

## 2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第29号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

奥天地沢、天地沢、袖沢、又旅沢、二ノ入沢、西越輪沢、前平沢5、前平沢4、前平沢3、前平沢2及び前平沢1

## 2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第30号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年1月23日

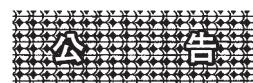
## 1 土砂災害警戒区域の名称

月岡、小滝、小滝2号及び塩尻3号

## 2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月23日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パソコンコンピュータ105台及び周辺機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## 2 入札に参加する者に必要な資格等